

令和8年度「京都アグリ・フードイノベーション創出事業」 「技術開発事業」の提案に係る四次募集要項

農林水産業における高齢化や担い手不足の進行、気候変動による農林水産物の収穫量や品質の低下、また中食市場の拡大など食に関する需要の多様化など、農林水産業や食品産業の課題に速やかに対応するため、産学公連携による技術開発を促進する必要がある。特に、京都府内農林水産業を含む食関連産業の課題解決のための技術開発の取組について支援する。

事業の実施については、本募集要項の他、実施要領に定めるところによる。

【事業対象者】

本事業を実施しようとする者（以下「実施主体」という。）は、京都フードテック研究連絡会議の会員（事業計画の申請後に会員となることが確実である場合を含む。）とする。ただし、原則2以上の者が協同して取り組む場合に限る。（参考：京都フードテック研究連絡会議 <https://ftrc-kyoto.jp/>）

【申請受付期間】

四次：令和8年8月31日（月）～令和8年9月30日（水）

【補助対象期間】

交付決定日～令和9年2月26日（金）

【補助率等】

補助率：1/2 以内、補助上限：2,000 千円

【交付申請書様式等の掲載】

京都府農林水産部流通・ブランド戦略課HP

http://www.pref.kyoto.jp/brand/news/2026_agri_food_2_yoji.html

【交付申請書の提出先・問い合わせ先】

京都府農林水産部流通・ブランド戦略課

※詳しくは「9 問い合わせ先」をご覧ください

1 事業の概要

本事業は、農林水産業における高齢化や担い手不足の進行、気候変動による農林水産物の収穫量や品質の低下、また中食市場の拡大など食に関する需要の多様化など、農林水産業を含む食関連産業の課題に速やかに対応するため、産学公連携による技術開発を促進するものとする。特に、府内農林水産業・食関連産業の課題解決のための技術開発の取組について支援する。

2 応募資格

本事業を実施しようとする者（以下「実施主体」という。）は、京都フードテック研究連絡会議の会員（第4に規定する事業計画の申請後に会員となることが確実である場合を含む。）とし、原則2以上の者が協同して取り組む場合に限る。（参考：京都フードテック研究連絡会議 <https://ftrc-kyoto.jp/>）

なお、京都府農林水産技術センター（以下、農技Cとする）と協同で取り組む場合、農技Cは事業対象者とするが、農技Cに係る事業経費は対象外とする。

3 補助の対象となる取組

京都府内農林水産業を含む食関連産業の課題解決に資する技術開発に係る提案を対象とする。なお、提案は京都府で重点化する以下の3つのテーマのいずれかに合致するものとする。

- （1）スマート農林水産業の推進
- （2）健康機能性の向上や環境負荷低減など新たな付加価値の創出
- （3）気候変動などの自然環境の変化等への対応

各テーマの課題例については、下表に示す。課題例以外でも、テーマⅠ～Ⅲに合致するものについては取組対象とする。

【テーマⅠ】スマート農林水産業の推進
課題例
・【畜】防鳥糸の設置が困難なため池におけるドローン等を活用した野鳥飛来防止方法の開発
・【林】京都府の育林指針の策定に向けた航空レーザデータの活用によるデジタル基盤整備方法の開発
・【水】とり貝等の自動昇降装置の開発
【テーマⅡ】健康機能性や環境負荷低減など新たな付加価値の創出
課題例
・【農】九条ねぎの冷凍加工技術の開発
・【畜】府内未利用素材の活用シーンを広げる加工技術の開発
・【食】長期保存が可能で「おいしさ」を維持する京料理レトルト方法の開発

【テーマⅢ】気候変動などの自然環境の変化等への対応

課題例

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・【農・水】気候変動被害の将来予測と必要な対策技術の開発・【農】茶の霜害対策技術の開発・【畜】牛舎内における夏季の暑熱対策技術の開発・【水】選抜育種の加速化に向けたトリガイの高水温対策技術の開発 |
|--|

4 提案の応募

(1) 提案募集期間

四次：令和8年8月31日（月）～令和8年9月30日（水）

(2) 応募方法

ア 提案書類の提出

事業計画書（第1号様式）を作成の上、実施要領別記第1号様式により、期限内に申請・問い合わせ先へ提出すること。記入に際しては、できるだけ具体的、定量的、かつ簡潔明瞭に記載すること。

イ 提出方法

提案書類を電子メールにより事務局に提出する。

【宛先】

京都府農林水産部流通・ブランド戦略課フードテック・研究推進係
〔電子メール〕 ryutsu-brand@pref.kyoto.lg.jp

※電子メールの件名欄には「京都アグリ・フードイノベーション創出事業 提案について（事業者名）」とすること。メール1件の添付できるファイルの大きさは、合計 10Mb 以下でなければ受け付けることができないので注意すること。事務局において電子メールの受信が確認できない場合には、当該書類は期限内に事務局に提出されなかったものとみなす。

ウ 注意事項

- （ア）事業グループの代表1者が主提案者となり、提案書類一式を作成・提出すること。
- （イ）書類の提出に係る費用は、応募者の負担とする。また、提出した書類は返却しない。
- （ウ）選定にあたり事業計画書類一式の内容について府及び提案事業者と協議・調整の上、事業実施内容に変更を加える場合がある。
- （エ）提出書類に記載のある個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。
- （オ）提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものの、

選考期間中に選定を目的として事務局は、農業団体や有識者などに対し、提案内容を示して意見を聴取する場合がある。

- (カ) 選定された事業計画書類一式の著作権は府に帰属するものとする。
- (キ) 既に農技Cと共同で研究開発を行っている事業等については、当事者の同意に基づいて、本事業の審査の対象とする場合がある。
- (ク) 申請書に虚偽の記載をした場合は、審査対象外となる。
- (ケ) 応募資格を有しない者が提出した申請書は、無効とする。

5 提案の選定

(1) 選定方法

提出された事業計画書類について、書面審査を行った後、事業計画内容のプレゼンテーション審査（オンライン予定）を行う。

書面審査にあたり、提案内容について府職員等によるヒアリング調査を実施する場合がある。また、必要に応じて追加説明書類の提出を依頼する場合がある。

プレゼンテーションは、提出された事業計画書のうち別記様式1-1「全体概要図」で行う。プレゼンテーション審査は以下のとおりとし、具体的な日時や開催方法等については、書面審査通過者に別途通知する。

なお、審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問い合わせや異議申し立てには応じない。

▶プレゼンテーション審査期間

書類審査の通過者に対し、随時実施

（平日：午前9時～12時 午後1時～5時）

▶所要時間：30分程度

▶場所：オンライン（予定）

▶その他：プレゼンテーション審査は課題ごとに実施

(2) 審査基準

審査は、以下の観点から行う。

- ア 提案する内容が、京都府の重点化する3つのテーマの諸課題の解決に資する内容となっているか
- イ 独創性・先進性・競合優位性
- ウ グループメンバーや役割分担の妥当性
- エ 経費の妥当性
- オ 実現可能性
- カ 普及可能性

(3) 通知

選定結果については、文書にてすべての応募者に対して通知する。

(4) 公表

審査後、選定された提案の提案者名や提案の概要の公表を予定している。
公表を希望されない場合は、応募時にその旨申し出ること。

6 事業の実施等

(1) 交付申請

実施主体は、事業の採択を受けた後、補助金交付申請書（実施要領別記第4号様式）をメールにて提出先・問い合わせ先へ提出すること。なお、事業着手については、補助金の交付決定通知以降とすること。（申請から1ヶ月程度要する場合がある。）

(2) 事前着手

やむを得ず、交付決定前に着手する必要がある場合は、実施主体は事前に事務局に相談の上、交付決定前着手届（実施要領別記第3号様式）を提出すること。

(3) 計画の変更

不測の事態により、事業実施計画の内容に変更が生じた場合は、直ちに相談すること。なお、事業計画の変更申請を要するものは、実施要領別表1に定めるとおりとし、補助対象者や主たる構成員の変更、成果目標の変更、事業内容の変更、事業の実施行程の変更等が該当する。

事業計画を変更する場合は、実施主体は、事業計画書（第1号様式）を修正の上、事業計画変更承認申請書（実施要領別記第2号様式）及び補助金変更承認申請書（実施要領別記第5号様式）を合わせて提出し、承認を受けること。修正は、変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(4) 事業の中止又は廃止

事業を中止又は廃止する場合、実施主体は、事業中止（廃止）承認申請書（実施要領別記第6号様式）を提出すること。

(5) 概算払い

事業実施上必要と認める場合、補助金交付決定額の範囲内において概算払いをすることができる。実施主体は、補助金の概算払いを受ける場合、概算払い請求書（実施要領別記第7号様式）を提出すること。

(6) 実績報告

令和9年2月26日までに事業報告書(第2号様式)を作成の上、実績報告書(実施要領別記第8号様式)により事務局に報告すること。

なお、別添1事業費明細及び添付書類(補助対象経費の金額と支出が確認できる証憑(見積書、契約書、納品書、領収書、振込伝票等)の写しや事業実施状況や事業成果が分かる写真や資料等)も合わせて提出すること。

ただし、やむを得ず事業の実証が対象期間外となる場合、事業報告書にその旨を記載し、遅くとも令和10年2月29日(火)までに実証内容を追記して提出すること。

7 補助区分(補助率及び補助上限額)

補助率: 1/2 以内、補助上限額: 2,000 千円/一件

ただし、補助金の交付の対象となる経費(補助対象経費)は、本事業に直接必要な経費のうち、実施要領の別表2を満たすものとする。

※消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

※事業経費合計×1/2 が 2,000 千円未満の場合、補助金額は千円未満切り捨てとする。

※1社あたりの委託費が300千円(税込)を超える場合は、計画申請時に3社以上による相見積を提出するとともに、最低価格の事業者を選定すること。

※補助対象期間内に完了(納品・支払)できなかった経費は補助対象外となる。

※実施要領第5により、計画承認後に交付決定前着手(別記第3号様式)を提出した場合、着手届の提出日から着手可能とする。

※補助対象経費の価格の妥当性を確認するため、追加で資料を求める場合がある。

8 その他

(1) 注意事項

提案に際しては、以下に記載した内容について留意すること。

- ア 同一目的の事業において、国等の交付金等の交付を受ける場合には、速やかに府に報告すること。この場合、国の交付金等を受ける部分については、原則として、経費支援は行わない。
- イ 本事業の目的が京都府農林水産業の課題解決であることを踏まえ、成果の社会実装等にあたっては京都府内を優先して検討すること。
- ウ 本事業が円滑に進められるよう、農技Cが事業の進捗管理や伴走支援を行う。

エ 知的財産の帰属

提案者の有する技術的シーズに基づいて実施した試験等により得られた知的財産は、提案者に帰属するものとする。府と共同で作成した本業務の成果は、テーマごとにそれぞれの貢献度を踏まえて協議のうえ決定された持分において共有するものとする。

オ 事業成果の公表等

事業完了後の成果の発表など、府施策への協力を求める場合がある。また、展示会等で成果を公表する場合は、「京都アグリ・フードイノベーション創出事業」を活用したことを明記すること。

9 問い合わせ先

本事業の内容等に関する質問は、以下の担当で受け付ける。

京都府農林水産部流通・ブランド戦略課フードテック・研究推進係

電 話：075-414-4969

受付日時：土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで